

## 大和市不燃化・バリアフリー化改修工事費補助金のご案内

大和市は災害に強いまちを目指しており「燃え広がらない・燃えないまち」「避難弱者が安心して暮らせるまち」への取組を加速させるため、住宅の不燃化改修工事やバリアフリー化改修工事の一部費用を助成しています。

### 1. 助成制度の概要

①対象建築物等	既存の木造住宅（新築を除く）
②建物条件等	戸建て住宅、アパート、店舗併用住宅（個人住宅部分のみ）等
③対象者・資格等	以下の全てに該当する市民 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物所有者</li> <li>・当該住宅に居住し、かつ住民登録を行っている者</li> <li>・市税の滞納がない</li> <li>・要支援者、要介護者等の認定を受けている者がいない世帯（バリアフリー化改修工事のみ）            ※要介護認定申請中の方は、事前に担当課へご相談ください。</li> </ul>
④対象工事費	・費用が5万円（税抜）以上の改修工事 （不燃化とバリアフリー化を同時に行う場合、合算した工事費）
⑤補助費	・工事費の1/2 かつ上限10万円 （破風を含む軒裏の改修工事が含まれる場合は上限20万円）
⑥施工業者	・市内業者で「見積書」「領収書」を市内の住所で発行できる事業者 （市内の建築関連団体等にて組織された「大和市耐震化促進協議会」の紹介も可能）

### 2. 対象工事例

種別	主な対象工事	工事内容	施工例
不燃化改修工事	①軒天、破風板等改修工事	・防火性能を有する材量に交換する ・鋼板製等によるガ-工法	・防火サイディング張り ・ケイ酸カルシウム板張り ・珪藻土吹付け塗装改修 ・鋼板製ガ-
	②外壁の改修工事	・木板張りから防火性能を有する外壁に改修する ・サイディングや鋼板製によるガ-工法 ・不燃塗料等に塗り替える ・換気扇、吸気口を防火仕様にする	・珪藻土吹付け塗装改修 ・防火サイディング、タイル貼り等 ・鋼板製ガ- ・不燃塗料材塗り ・砂壁状吹付け材塗り ・換気扇線フートを防火ダ-付に交換
	③雨戸、シャッターの改修工事	・雨戸、シャッターを取り付ける	・後付けタイプ の鋼製雨戸取付 ・木製戸から鋼製戸への交換
	④窓ガラスの交換工事	・耐熱ガラス、網入りガラス等へ交換する	
	⑤内装の不燃化工事	・天井、壁、床の仕上げを不燃性の材料に張り替える	・石膏ボード下地＋不燃性壁紙張り ・防災・不燃カーテン設置
	⑥防災性カーテンの設置工事	・防災性のカーテン等に交換する	・防災性ロールカーテン取付 ・鋼製ブラインド取付
	⑦感震ブレーカー交換工事	・地震を感知し、電気を遮断する「感震ブレーカー」に交換する	・分電盤タイプ、コンセントタイプに交換 ・感震リレータイプ等設置
	⑧ブロック塀等除却工事	・道路に面するブロック塀や万年塀を撤去する。（除却後、再度ブロック塀や万年塀を設置する場合を除きます）	・高さが1メートル以上のブロック塀や万年塀の撤去

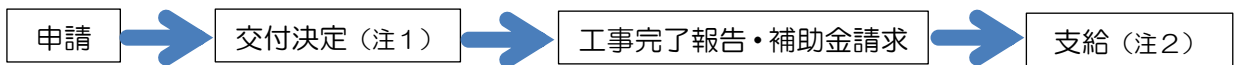
種別	主な対象工事	工事内容	施工例
バリアフリー化改修工事	⑨段差解消工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差部分にスロープを設置する</li> <li>・和室と洋室の段差を解消する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部アプローチ、玄関、廊下等にスロープ設置</li> <li>・電動段差解消機設置</li> </ul>
	⑩浴室改良工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床をノリツプ化する</li> <li>・段差解消、手摺を設置する</li> <li>・高齢者用エントランスに交換する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すのこの設置（脱衣室との段差解消他）</li> <li>・和式から洋式の浴槽に交換</li> </ul>
	⑪トイレ改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和風から洋風便器に交換する</li> <li>・廊下とトイレの段差を解消する</li> <li>・手摺を設置する</li> </ul>	
	⑫手摺設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段、廊下や段差部に手摺を設置する</li> </ul>	
	⑬廊下幅拡張工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子が通れるように廊下の幅を拡張する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75センチメートルから90センチメートルに拡幅</li> </ul>
	⑭扉交換工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉の撤去や扉枠を改修する</li> <li>・開き戸から引き戸に改修する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉枠を4方から3方枠に改修</li> <li>・親子ドアへの建具交換</li> </ul>

・対象工事についての詳しい内容は、下記【お問い合わせ先】までお問い合わせください。

### 3. 注意事項

- ・これから工事を始めるものが対象になります。
- ・補助金交付申請後、市からの補助金交付決定通知を受けてから工事をはじめてください。
- ・補助を受けることができるのは1回限りです。

### 4. 申請から支給までの流れ



注1：交付決定まで10日程度かかります。

注2：申請者の指定口座に振り込みとなります。

手続	添付書類等	備考
申請時	①補助金交付申請書	
	②委任状	申請者本人が申請する場合は不要です。
	③工事内訳書	
	④改修工事費等の見積書の写し	
	⑤改修工事等に係る実施設計書	工事図面、仕様書等工事内容が解るもの
	⑥その他市長が認める書類	
工事完了時	①工事完了実績報告書	
	②補助対象工事に関する工事施工者が発行した領収証書の写し	
	③改修工事の工程写真	不燃化改修工事及びバリアフリー化改修工事毎に提出してください。
	④その他市長が認める書類	不燃化改修工事については、不燃性、防火性のある材料を使用したことがわかる書類（出荷証明書、納品書、写真等）

・申請時及び工事完了時に必要書類を添付して、市役所4階、建築指導課窓口へ提出してください。

【お問い合わせ先】

大和市 街づくり施設部 建築指導課

電話 046(260)5425



大和市イベントキャラクターヤマトン